

「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討の進め方について

1 趣旨

「横浜市市民協働条例」（平成25年4月1日施行。以下、「条例」という。）は、その附則に「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」とあります。

横浜市では、この附則に基づき、施行から3年が経過する平成28年4月1日から、条例の施行状況の検討を開始します。また、施行状況の検討にあたっては、横浜市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）の御意見をいただきながら行っていきます。次の検討の進め方等について御意見を申し上げます。

2 検討の内容

本条例における施行状況の検討とは、「市民協働の推進」という観点から、条例が適切に運用されているかを検証することと考えます。

具体的には、条例施行後3年間において、条例に基づく施策が着実に進められているか、制度等が適切に運用されているかなどについて、実績をとりまとめた上で、課題や改善すべき点、新たな施策の推進等について、委員会の御意見をいただきます。また、その内容を受けて、市民局が「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」にまとめます。

3 検討の進め方

(1) 進め方の検討【平成27年度中】

条例の施行状況の検討の進め方について、委員会の御意見をいただきながら、検討します。

(2) 施行状況の調査、課題等の整理・検討【平成28年4月～12月】

ア 施策ごとの実績・市民協働の取組状況

条例に基づく横浜市の各施策や市民協働の取組状況について、3年間の実績をまとめます。

※ 市民協働の取組状況については、条例第20条に基づく「市民協働の取組状況報告書（平成25・26・27年度）」を基本とします。

イ 協働事業に係る「市民等」の意見

(ア) 第20条報告書の「各区局における協働事業」の協働の相手方（NPO法人、自治会町内会、企業等）へのアンケート調査

(イ) 意見交換会（市民協働推進委員会主催）の実施

(ウ) ホームページにおける市民意見募集

ウ 協働事業に係る庁内事業所管課の意見

(ア) 第20条報告書の「各区局における協働事業」の所管課へのアンケート調査

(イ) アンケートに基づくヒアリング・意見交換会の実施

エ 課題等の整理・検討

ア～ウの施行状況の調査結果に基づき、委員会において、課題や改善点、新たな施策の推進等について御意見をいただきます。

(3) 報告書の作成【平成28年12月～平成29年3月】

市民局は、施行状況の調査結果及び委員会の意見を「条例の施行状況の検討報告書(仮称)」にまとめます。

(4) 議会への報告(平成29年3月)

市民局は、「条例の施行状況の検討報告書(仮称)」を常任委員会に報告します。

(5) 見直しの実施(平成29年度～)

市民局は、「条例の施行状況の検討報告書(仮称)」に基づき、また常任委員会での意見を踏まえて、必要な場合は、諸規定(条例、規則、解釈・運用の手引き、協働契約書の雛形等)の改正等の具体的な見直しを実施します。